

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成23年度 諮問受理第21号	平成23年 7 月21日 付け大市民第5074号	平成23年 4 月28日	大市民第5339号・大市民第5334号・大市民第5011号は、消費者保護が、見当たらない為、消費者保護が、判る文書。（大情審答申第289号P. 7 (8)参照）→個人を保護出来る※個人の文言有る 市民の声No. 1101-10464-001-01添付	大阪市消費者センター	平成23年 5 月12日付け大市民第5022号 不存在による非公開決定	消費者保護条例は消費者保護の根拠であるが、当該条例には「個人」の文言は含まれないため請求文書には当たらず、また、その他の文書においても同様であり、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 6 月 8 日	処分を取り消しを求める。 法は、個人と有り、条例が、個人に無い不道理だ。恠弁で有り、全く理解出来ない。消費者一人一人個人が保護出来ない 条例は無い。 消費者センターは、場当たりに市民サービスを怠慢の隠ペイしている。 例 市民の声の中には、 ・法律違反だけど、条例違反では無い。 ・不当に成らない ・不当か正当かの判断していない。 ・違法有っても、指導出来ない。 支離滅例で全く理解出来ない。 消費者契約法第 2 条第 1 項で「この法律において『消費者』とは、個人…をいう。」と規定している。 消費者保護条例は「市民の消費生活」を対象としており、「個人」の文言の記載は無いが、消費者保護の目的には両者の間に本質的な違いは存在しない。 また、実施機関が保有する他の関連文書も消費者保護条例を根拠に作成しており、これらも同様に「個人」という文言は使っていない。 したがって、消費者保護条例には「個人」の文言は含まれないため本件文書には当たらず、また、実施機関が保有する他の文書においても同様である。
2	平成23年度 諮問受理第22号	平成23年 7 月21日 付け大市民第5077号	平成23年 4 月28日	芸能プロダクションを検討する法律（所管する法） 例 ジャニーズプロダクション、エイベックス 他	大阪市消費者センター	平成23年 5 月12日付け大市民第5023号 不存在による非公開決定	本市は芸能プロダクションに係る法令を所管していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 6 月 8 日	処分を取り消しを求める。 事業者 A は、あっせんを行っている為、不道理だ。事業者 A は、条例解釈無く、むしろ条例の取り扱いせず、契約法に基づき「あっせん」行う。 整合性計れず、請求増加する負担有る。 実施機関は芸能プロダクション及び占い業に係る法律を所管しておらず、実施機関が行うあっせん及びその他の相談対応は、消費者保護条例に基づき実施している。
3	平成23年度 諮問受理第23号	平成23年 7 月21日 付け大市民第5078号	平成23年 4 月28日	占い業を検討する法律（所管する法） 例 日本占術協会	大阪市消費者センター	平成23年 5 月12日付け大市民第5024号 不存在による非公開決定	本市は占い業に係る法令を所管していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 6 月 8 日	処分を取り消しを求める。 事業者 B は、クーリングオフの話しをしていた為に、不道理だ。平成23年度諮問受理第22号と同じ 平成23年度諮問受理第22号と同じ。
4	平成23年度 諮問受理第24号	平成23年 8 月 9 日 付け大市民第5096号	平成23年 6 月 8 日	不当に成らず、正当にも成らないのに、問題とせず、適法と成るのが、判る文書 ※本件各事業者に見る	大阪市消費者センター	平成23年 6 月21日付け大市民第5048号 不存在による非公開決定	本市消費者センターは本件各事業者について不当か、正当か、又は適法かを判断していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 7 月 7 日	処分を取り消しを求める。 答申・市民の声の回答と矛盾している。実施機関は、消費者契約法の所管でも有り、消費者保護条例に対処すると説明から、個人消費者を法律・条例保護する義務負う。適法と判断している為、法令対処無い。適法か違法か、正当又は不当か違法かの何ら判断せず、何を根拠に有るのか不明。 実施機関としては、本件各事業者については、消費者保護条例第18条の 2 に基づく事業者指導のための調査を行っていないため、調査の結果の記録や事業者について説明する公文書を職務上作成又は取得しておらず、また、実施機関はそもそも日常的に特定の業種及び業者についての調査や情報収集を行う立場ではなく、一般論として特定の業種にかかり、事業者の正当性や違法性を判断する公文書を職務上作成又は取得していない。
5	平成23年度 諮問受理第25号	平成23年 8 月 9 日 付け大市民第5098号	平成23年 7 月 7 日	不当に成らず、正当にも成らないのに問題とせず、違法と成るのが、判る文書。	大阪市消費者センター	平成23年 7 月21日付け大市民第5082号 不存在による非公開決定	消費者センターは日常的に特定の業種に絞って調査や情報収集は行っておらず、事業者について、不当か、正当か、又は違法かを判断していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 7 月29日	処分を取り消しを求める。 市民の声回答とは、異なっている。平成23年度諮問受理第24号と同じ 平成23年度諮問受理第24号と同じ。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
6	平成23年度 諮問受理第44号	平成23年11月22日 付け大市民第5194号	平成23年 9 月30 日	総務省の電波業務（事業）の許可規定。 1 件	大阪市消費者センター	平成23年10月13日付け大市民第5142号 不存在による非公開決定	本市は総務省の電波業務の許可規定を所管していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年11月 4 日	処分の取り消し求める。 事業者Cの件を検討する根拠を不存在は、有り得ず。判決確認も怠るのは、「大阪市職員懲戒処分の指針」を被る行為に有る。判決学習を規定は、判例遵守の観点より、当然の法理。寄って、法理逸脱の本件説明に有る。 ----- 実施機関は携帯電話事業者、芸能プロダクション及び占い業に係る法律や規程を所管しておらず、実施機関が行うあつせん及びその他の相談対応は、消費者保護条例に基づき実施している。また、日常的に特定の業種に絞ってその業種の事業者についての調査や情報収集は行っておらず、事業者について不当や正當か等の判断は行っていない。
7	平成23年度 諮問受理第45号	平成23年11月22日 付け大市民第5195号	平成23年10月 5 日	芸能プロダクションに関する法規定 1 件	大阪市消費者センター	平成23年10月13日付け大市民第5148号 不存在による非公開決定	本市は、芸能プロダクションに関する法律や規程を所管していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年11月 4 日	処分の取り消しを求める。 事業者Aを当時に、不当に成らないと判断有る。平成23年度諮問受理第44号と同じ ----- 平成23年度諮問受理第44号と同じ。
8	平成23年度 諮問受理第46号	平成23年11月22日 付け大市民第5196号	平成23年10月 5 日	占い業に関する法規定 1 件	大阪市消費者センター	平成23年10月13日付け大市民第5149号 不存在による非公開決定	本市は、占い業に関する法律や規程を所管していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年11月 4 日	処分の取り消しを求める。 事業者Bを当時に、不当に成らないと判断有る。平成23年度諮問受理第44号と同じ ----- 平成23年度諮問受理第44号と同じ。
9	平成23年度 諮問受理第55号	平成23年12月12日 付け大市民第5211号	平成23年10月 5 日	事業者Aのあつせん根拠規定 1 件	大阪市消費者センター	平成23年10月13日付け大市民第5145号 公開決定	消費者保護条例（事業者Aのあつせん根拠規定）	平成23年11月29日	処分の取り消しを求める。 消費者契約法の判断のみ、条例を除外した。 ※公正職務審査会「通知書」数件と相違する。保護条例第28条の解釈事態欠く為、ねつ造で有る。 個人消費者を条例は、保護する規定を集団に考える苦情数主張（答申第289号）は、市民の声回答と相違。条例解釈欠く争いを長年行っている。 ----- 実施機関の行為の根拠となる規定を求めたものであるところ、実施機関は、消費者保護条例第28条を根拠に消費者と事業者との間の取引に関して消費者から苦情処理の申出を受けたときは、適切かつ迅速にあつせん、調停を行うよう努めている。また、消費者保護条例第1条及び第1条の2の理念に基づき、実施機関から事業者へ連絡する場合がある。したがって、実施機関の行為の根拠としては、消費者保護条例となるため、消費者保護条例を特定した。
10	平成23年度 諮問受理第56号	平成23年12月12日 付け大市民第5212号	平成23年10月 5 日	事業者Bの返金交渉根拠規定 1 件	大阪市消費者センター	平成23年10月13日付け大市民第5146号 公開決定	消費者保護条例（事業者Bの返金交渉根拠規定）	平成23年11月29日	処分の取り消しを求める。 条例の検討無し。※公正職務審査会「通知書」と相違する。条例第28条の解釈事態欠く為、ねつ造で有る。 個人消費者を条例は、保護する規定を集団に考える苦情数主張（答申第289号）は、市民の声回答と相違。条例解釈欠く争いを長年行っている。 ----- 平成23年度諮問受理第55号と同じ。
11	平成23年度 諮問受理第57号	平成23年12月12日 付け大市民第5213号	平成23年10月 5 日	事業者Cの調整規定 1 件	大阪市消費者センター	平成23年10月13日付け大市民第5147号 公開決定	消費者保護条例（事業者Cの調整規定）	平成23年11月29日	処分の取り消しを求める。 条例の検討無し。（除外している） 条例第28条の解釈事態欠く為、ねつ造で有る。 個人消費者を条例は、保護する規定を集団に考える苦情数主張（答申第289号）は、市民の声回答と相違。条例解釈欠く争いを長年行っている。 ----- 平成23年度諮問受理第55号と同じ。

（注） 1 （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。

別表 2

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成23年度 諮問受理第52号	平成23年12月 2 日 付け大健福第4346号	平成23年 9 月30日	診療状況照会書の不同意発行が出来る通知（根拠が特定出来る分）求む。	健康福祉局保護課	平成23年10月12日付け大健福第3314号 公開決定	平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」	平成23年10月14日	処分の取り消しを求める。 診療状況照会書の不同意発行可能の点が見当らず。 社援保発第0330001号P. 3・4・5、12には、無い！ ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の実施機関が被保護者に関する病状調査を行うにあたり、被保護者へ同意を求めずに照会を行うことができる通知」を求めていると解し、（き）欄に記載の公文書を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成23年度 諮問受理第65号	平成23年12月27日 付け大健福第4824号	平成23年10月14日	生活保護法に基づき、医療扶助について、診療状況を確認出来る規定	健康福祉局保護課	平成23年10月28日付け大健福第3709号 公開決定	・平成12年12月14日付け社援第2700号厚生省社会・援護局長通知「生活保護法による医療扶助の適正な運営について」 ・平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」 ・平成18年 9 月29日付け社援保発第0929003号、社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務部指導監査室長通知「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」 ・昭和47年12月 1 日付け社保第194号厚生省社会局保護課長通知「保護変更申請書（傷病届）による医療扶助の取扱いについて」 ・昭和42年 6 月 1 日付け社保第117号厚生省社会局長通知「医療扶助運営体制の強化について」	平成23年11月 4 日	処分の取り消しを求める。社援第2700号に明示する「レセプト」欠如例で有り、要するに医療扶助は無かった為、扶助上の事務通知扱えず。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の実施機関が被保護者に関する病状に関する調査を行うことができる規定」を求めていると解し、主治医への病状照会事務に係る法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定し（か）欄に記載の決定を行った。
3	平成23年度 諮問受理第69号	平成24年 1 月30日 付け大健福第5349号	平成23年10月31日	健康福祉局の持つ、6・7 貼り付け行為の根拠規定が分かる文（通知）	健康福祉局保護課	平成23年11月14日付け大健福第3954号 公開決定	・平成18年 9 月29日付け社援保発第0929003号、社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務部指導監査室長通知「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」 2－(1)－イ	平成23年12月 8 日	処分の取り消しを求める。平成21年 6 月交付する大情審答申第272号と不整合。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、生野区役所生活支援課が行った、生活保護業務における主治医への病状調査事務で使用した、本市が定めた様式「診療状況について（回答）」に項目（6・7）を追加し主治医へ照会を行ったことについて、当該項目に係る調査自体を行う根拠を求めるものと解し、（か）欄に記載の決定を行った。
4	平成23年度 諮問受理第70号	平成24年 1 月30日 付け大健福第5351号	平成23年10月31日	大健福第1916・1918号の中で、別途作成書面（国・局）の扱い方が分かる文。	健康福祉局保護課	平成23年11月14日付け大健福第3955号 公開決定	・平成18年 9 月29日付け社援保発第0929003号、社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務部指導監査室長通知「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」 2－(2)	平成23年12月 8 日	処分の取り消しを求める。通知内に書面の扱い方式不明。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成21年 7 月30日付け大健福第1916号及び平成21年 7 月30日付け大健福第1918号で決定した各文書における、診療状況照会の進捗管理を行うための書面の具体的取扱い内容を示した部分を求められている」と解し、上記各文書のうち「平成18年 9 月29日社援保発第0929003号・社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務部指導監査室長通知『生活保護制度における他法他施策の適正な活用について』」における年金の支給及び精神通院医療の活用に係る調査に関する進捗管理の内容をより具体的に示す部分を特定し、（か）欄に記載の決定を行ったものである。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
5	平成23年度 諮問受理第71号	平成24年 1 月30日 付け大健福第5353号	平成23年10月31日	医療扶助が、行われていないのに通知を判断出来る規定（通知）。※法の適用が無い者への扱い。（健福局）	健康福祉局保護課	平成23年11月14日付け大健福第3956号 公開決定	・昭和36年 9 月30日付け社発第727号厚生労働省社会局長通知抜粋、第 3－2－(1) ・昭和36年 9 月30日付け社発第727号厚生労働省社会局長通知抜粋、第 3－3－(1) ・昭和47年12月 1 日付け社保第194号、厚生労働省社会局保護課長通知「保護変更申請書（傷病届）による医療扶助の取扱いについて」 2 ・平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」 1－(3)	平成23年12月 8 日	処分の取り消しを求める。大健福第6151号・他、大健福決定通知内「社援第2700号」と相違する。 ※レセプト着手 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「異議申立人は、生活保護受給中に通院していない状態（医療扶助を受けていない期間）に生野区生活支援課が行っている保護の実施にかかる医療扶助事務に関する規定」を求めているものと解し、実施機関は「生活保護受給中における他法他施策に関する指導やそれに伴う病状照会等を行うことができる通知等」と判断し、（き）欄に記載の公文書を特定し（か）欄に記載の決定を行ったものである。
6	平成23年度 諮問受理第72号	平成24年 1 月30日 付け大健福第5355号	平成23年11月 4 日	健康福祉局の持つ、医療扶助無くとも（レセプト無い事例）、同扶助基づく事務行為（自動発券→医療要否意見書→診療状況照会書）継続出来る規定が分かる文書。※生野区役所が実施している。	健康福祉局保護課	平成23年11月18日付け大健福第3953号 公開決定	・昭和36年 9 月30日付け社発第727号厚生労働省社会局長通知抜粋、第 3－2－(1) ・昭和36年 9 月30日付け社発第727号厚生労働省社会局長通知抜粋、第 3－3－(1) ・昭和47年12月 1 日付け社保第194号、厚生労働省社会局保護課長通知「保護変更申請書（傷病届）による医療扶助の取扱いについて」 2 ・平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」 1－(3)	平成23年12月 8 日	処分の取り消しを求める。公開通知は、扶助に基づく扱と成っている。元来、当法実施欠く上で、扱える通知は、有り得ず。 ----- 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「異議申立人は、生活保護受給中に通院していない状態（医療扶助を受けていない期間）に生野区生活支援課が行っている保護の実施にかかる医療扶助事務に関する規定」を求めているものと解し、実施機関は「生活保護受給中における他法他施策に関する指導やそれに伴う病状照会等を行うことができる通知等」と判断し、（き）欄に記載の公文書を特定し（か）欄に記載の決定を行ったものである。
7	平成24年度 諮問受理第37号	平成24年 6 月13日 付け大福祉第881号	平成24年 2 月13日	医療券を自動発券継続中、「未受診」月の無効処理規定（大生保生第569号23・11／14付）※保護課	健康福祉局保護課	平成24年 2 月27日付け大健福第5872号 公開決定	大阪市総合福祉システム生活保護システム所属運用マニュアル医療事務編抜粋（第 1 章 1－2－4 頁）	平成24年 3 月 2 日	処分の取り消しを求める。 大阪府は、医師法第19条違反断定。〇〇代理〇〇課長は、認知！ 大市大病第606号「理由」が、経緯と異ってきた。 ----- 「医療券が継続して一括発送となっている状況で、発行した医療券を無効処理を行う規定」を求めていると解し、総合福祉システムにおける無効処理の記載がある（き）欄に記載の公文書を特定した。
8	平成24年度 諮問受理第65号	平成24年 9 月14日 付け大福祉第2090号	平成24年 3 月12日	「想像」（〇〇係長）・「思い込み」（〇〇代理）の主張（24年 1／27）から、不同意発行（20年 3／26）は、法令通知（大健福第6152号）上可の点。※不服申立中だが、理由不明。（相当理由）	健康福祉局保護課	平成24年 3 月24日付け大健福第6515号 公開決定	平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」	平成24年 4 月27日	処分の取り消しを求める。 決定の特定欠く為、何の点か不明。 ※4－(2)－①イの規定記載欠く（未記載）公開決定書は、不信有る。 ----- 「生活保護の実施機関が被保護者の同意を得ずに病状に関する照会を行うことができる規定」を求めていると解し、その法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定した。
9	平成24年度 諮問受理第67号	平成24年 9 月14日 付け大福祉第2096号	平成24年 4 月 5 日	「福祉のあらまし」P.22規定事項と外れている場合を正当・適法とする根拠・理由 総務局・市民局・健福局と生野区役所 4 課へ求む。	福祉局保護課	平成24年 4 月19日付け大福祉第188号 公開決定	平成18年 9 月29日付け社援保発第0929003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」	平成24年 7 月 5 日	処分の取り消し求む。（請求と異なる。） イは、請求と異なる点で有る。 ----- 「生活保護の実施機関が主治医に精神通院医療の活用に係る調査をすることができる規定」を求めていると解し、その法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定した。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
10	平成24年度 諮問受理第68号	平成24年 9 月14日 付け大福祉第2098号	平成24年 4 月19日	生活保護法第18条「医療扶助」適応欠くのに、生活保護法第4条「他法優先」の事務行為可の規定。（受診無く、他法有り得るか！？）☆当法欠く他法。 ※人事室・健福局・市民局・生野区役所	福祉局保護課	平成24年 5 月 7 日付け大福祉第406号 公開決定	・昭和36年 9 月30日付け社発第727号厚生労働省社会局長通知抜粋、第3－2－(1) ・昭和36年 9 月30日付け社発第727号厚生労働省社会局長通知抜粋、第3－3－(1) ・昭和47年12月 1 日付け社保第194号、厚生労働省社会局保護課長通知「保護変更申請書（傷病届）による医療扶助の取扱いについて」2 ・平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」Ⅰ－1－(3)	平成24年 7 月 5 日	処分の取り消しを求む。 原則「受診中」を又々否定している。通知は、継続受診規定（扶助中の通知）の為、請求と異なる。現実離れしている。（扶助欠く上の請求） 「生活保護受給者で医療扶助が適用されていない状況で他法活用に関する事務規定」を求めていると解し、その法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定した。
11	平成24年度 諮問受理第69号	平成24年 9 月14日 付け大福祉第2100号	平成24年 4 月19日	「福祉のあらまし」P、22規定事項の原則（重度かつ継続）に反し、重度不認定かつ継続不認定に6・7貼り付けを本人不同意で可の規定。（精神疾患不承認断言有） ※人事室・市民局・健福局・生野区役所	福祉局保護課	平成24年 5 月 7 日付け大福祉第407号 公開決定	平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」Ⅰ－4－(2)	平成24年 7 月 5 日	処分の取り消しを求む。 請求と異なる。(2)ア 法令上・イ 法令を除く場合異議申立人の場合（事例）と矛盾する。 「生活保護の実施機関が生活保護受給者本人の同意を得ずに、主治医へ照会することができる規定」を求めていると解し、その法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定した。
12	平成24年度 諮問受理第160号	平成24年12月25日 付け大福祉第3460号	平成24年 8 月27日	大健福第1916・1918号別紙用式「精神通院医療適用確認調書」・「他法他施策検討依頼書」の2点についての実施方式	福祉局保護課	平成24年 9 月10日付け大福祉第2000号 公開決定	平成18年 9 月29日付け社援保発第0929003号、社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室長通知「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」	平成24年10月31日	処分の取り消しを求める。 「独自」（単独）を是とする為、通知決定は、相当しない。 「精神通院医療適用確認調書」は国の通知の付属様式であり、「他法他施策検討依頼書」は前記調書の実施機関における決裁様式を健康福祉局（当時）が例示したものであり、これらについての実施方式を求めていると解し、その法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定した。
13	平成24年度 諮問受理第163号	平成24年12月25日 付け大福祉第3466号	平成24年 8 月31日	市民の声No. 1020-20017-001-01の法規及び事実を示す根拠。（大健福第6054・1098・2207号）前述は、大福祉第1529・1530号と相違が、通知上Ⅰ－1－(3)（同通知・大健福第6152号）※但し、大情審答申第272号は、除外認定。「貼り付け（6・7）根拠は、法令無い」 通知明示は、答申（上記）と全く異なる。 ☆尚、「神経病」は、規定外なのに何故、要点に在るのか！？ 当区は、規定外を貼り付け（6・7）＝ ・市民の声No. 1101-1587-001-01 3点目表示「研究会」 ・大健福第6290号も貼り付不可を立証。	福祉局保護課	平成24年 9 月14日付け大福祉第2107号 公開決定	平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」	平成24年10月31日	処分の取り消しを求める。 通知は、法規に当たらず、「指示」に有り、法令でも無い。 ※現に通知とうり実施欠く、単区を是とする当局。 尚、一部解釈の決定で有る。 「市民の声1020-20017-001-01の文中に記載されている法令通知」を求めていると解し、その法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定した。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
14	平成24年度 諮問受理第167号	平成24年12月25日 付け大福祉第3474号	平成24年 9 月28日	大健福第6152号「不同意発行可」の指定 (市民の声回答・理由説明書は、上言「不同意発行可」明示欠) 福祉局生活保護課・生野区役所	福祉局保護課	平成24年10月16日付け大福祉第2456号 公開決定	平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」Ⅰ－4－(2)	平成24年10月31日	処分の取り消しを求める。当局回答（従来）は、③ア・④ア否定。第一、③④は、行政機関規定とは、違う。医療機関規定 本人収集欠く・本人確認不要可等の一連争論中、「不同意可」を回答明記（市民の声）。元々は、「本人の事情聴収」欠く、討論を一変。 請求要件全解釈欠いている決定。 個人情報保護条例免責規定欠く。 大健福第1916・1918号解釈除外当区実施。法令は、無い。 「大健福第6152号で公開決定した『社援保発第0330001号』の通知文で、生活保護の実施機関が生活保護受給者本人の同意を得ずに、主治医へ照会することができる規定」を求めていると解し、その法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定した。
15	平成24年度 諮問受理第169号	平成24年12月25日 付け大福祉第3478号	平成24年10月 9 日	診療状況照会書の不同意発行可を規定する点明確なもの。通知上の表示せよ。 10／9〇〇係長答弁（補正依頼大福祉第2343号）は、理解不明に有る。 ※大健福第4419号は、法第25条 2 項明示するが、通知上特定せよ。	福祉局保護課	平成24年10月23日付け大福祉第2573号 公開決定	平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」Ⅰ－4－(2)	平成24年11月 5 日	処分の取り消しを求める。市民の声回答との相違有。当区は、レセプト照会実施せず（レセプト不存在当月発行） 「稼働能力」照会を目的の本市単独書面に有り、大健福第6151号「作成根拠」は、①「社援第2700号」（法令通知）基づく、本件「通知上」は、Ⅱ－3。 当局・当区は、「稼働能力」照会を繰り返す市民の声回答有。※大生保生第821号との相違 「貼り付け」は、当区独自（単区限定）認定「大情審答申第272号」有。独自書面は、法令上「医師面談」に変わる目的。 （上記①内）①は、レセプトに基づく、規定表明する法令通知。法令は、レセプト遵守。 「生活保護の実施機関が生活保護受給者本人の同意を得ずに、主治医へ照会することができる規定」を求めていると解し、その法令等通知である（き）欄に記載の公文書を特定した。
16	平成23年度 諮問受理第53号	平成23年12月 2 日 付け大健福第4348号	平成23年 9 月 5 日	大健福1916・1918号公開時、内訳に自立支援医療については、局嘱託医判断との記載有る為、生野区役所の件と大阪市大病院の件は、両件嘱託医判断欠く（不要）のは、何故か、分かる規定。※社保117号参照	健康福祉局保護課	平成23年 9 月20日付け大健福2964号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 9 月30日	処分の取り消しを求める。 大健福1916・1918号に記載有る為、作成書面も実在する。生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員（嘱託医師）要綱有る。 実施機関は、嘱託医に対し、医療扶助に関する各申請書及び各給付要否意見書等の内容検討等の医療の可否に関する意見を求めることはあるが、自立支援医療に関しては、生活保護の実施機関である区保健福祉センターが主治医との連携により適用の可能性の把握を行うため、嘱託医として判断する立場にない。 よって、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行ったものである。
17	平成23年度 諮問受理第77号	平成24年 3 月 6 日 付け大健福第6100号	平成24年 1 月27日	社援保発第0330001号「4 関係先機関の調査(2)イ」不同意調査に寄る相当理由が明確に分かる点 ※生活保護課	健康福祉局保護課	平成24年 2 月 8 日付け大健福5509号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 2 月13日	処分の取り消しを求める。 この間、大健福事案等、市民の声回答類に「不同意」可能を再三に渡り、記載有る。大健福第4419号・市民の声回答。大健福第6512号・大生生又大生保生。※1101-10720-001-01等々 「相当理由」は、大阪市個人情報保護条例第 6 条 3 項 4 号示す（本件通知上表示有る）。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号『生活保護行政を適正に運営するための手引について』第 4 関係先調査の実施(2)①イに記載されている『相当な理由』を具体的に示している文書」を求めていると解し、精神通院医療の活用にかかる調査は、生活保護の実施機関である区保健福祉センターが、実施決定に際し必要性を判断するものであることから、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行ったものである。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
18	平成23年度 諮問受理第92号	平成24年 3 月30日 付け大生保生第 870号	平成24年 1 月31日	①生活保護法第25条 2 項は、レセプト点検不要が分かるもの。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 2 月14日付け大生保生第778号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成または取得していないため。	平成24年 3 月12日	処分の取り消しを求める。 ※平成20年 3 月26日レセプト不存在を病状照会不同意実施市民の声回答に「不同意」可を主張。24年 1 / 27〇〇係長は、法第25条 2 項に基づく主張 ※大健福第4419号他諮問事案多数。 本件は、「全面謝罪じゃありません」（平成23年 3 月15日〇〇係長証言）を何を謝罪し、何を正当か判然としない素因。レセプト点検有れば、「未受診」特定可。要易に確認可。19年10月「無効処理＝未受診」11月同様。大福祉第2711号（大健福第6151号6152号）社援保発第0330001号は、「他法との関係」法令通知除外する大福祉第3056号。第一、実施機関の取り扱い法令通知「社援保発第0331007号」（大福祉第3056・3560号）を当区除外は、不当行為。※生活状態は、「本人の事情聴収」通知規定とうり実施要す。法令通知は、レセプト解釈示す為、生野区役所行う医療要否意見書 6 ヶ月以前判断は、法令外。大生保生第902号参照 ----- 生活保護法第25条第 2 項は保護の実施機関が被保護者の生活状態を調査し、職権で保護の変更を決定できることを定めた条文である。 また、厚生省社会援護局長通知（社援第2700号 平成12年12月14日付）においてレセプト点検を実施することを定めているが、（え）欄に記載の旨の公開請求にあるような「レセプト点検不要」と定めたものは存在しない。
19	平成24年度 諮問受理第23号	平成24年 5 月25日 付け大生保生第 212号	平成24年 4 月 5 日	医療券を無効処理連続有って、自動発券継続する必要性の点（通常規定は、毎月々継続受診中）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 4 月18日付け大生保生第69号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため。	平成24年 4 月27日	処分の取り消しを求める。 異議申立人の場合は、実施有る。（〇〇診療所＝他法の件） ----- 実施機関は、継続した受診が必要であるとする主治医の判断をもとに医療券を発券しているものであり、継続して受診していなかったことを理由に医療券の発券を止めることはできない。よって、請求された公文書を実施機関は作成しておらず、福祉局や厚生労働省からも取得していないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
20	平成24年度 諮問受理第24号	平成24年 5 月25日 付け大生保生第 214号	平成24年 4 月 5 日	「福祉のあらまし」P. 22規定事項と外れている場合を正当・適法とする根拠・理由 総務局・市民局・健福局と生野区役所 4 課へ求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 4 月18日付け大生保生第70号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため。	平成24年 4 月27日	処分の取り消しを求める。 異議申立人の場合は、除外を主張。（4 / 18〇〇代理（局）・〇〇職員の釈明。） ----- 異議申立人は、福祉のあらましP. 22の自立支援医療に係る「重度かつ継続」について「症状が重度でありかつ通院が継続されている場合に限って自立支援医療が適用される」と主張しているが、請求された公文書を実施機関は作成しておらず、福祉局や厚生労働省からも取得していないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
21	平成24年度 諮問受理第34号	平成24年 6 月13日 付け大福祉第875号	平成24年 1 月31日	社援保発第0330001号は、不同意と指定する点が、4 関係先機関の調査(2)イの点のみ。 但し、医療扶助は、除外に有る為、「不同意」発行を示す点。（大阪府社会援護課の見解） ※健福局へ求む。	健康福祉局保護課	平成24年 2 月14日付け大健福第5579号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月12日	処分の取り消しを求める。「不同意」可を豪語（回答記載・理由説明書記載）し、20年 3 月26日異議申立人について、不同意発行実施を法令上行う主張。 ----- 「社援保発第0330001号」(2)関係先機関の調査には、医療扶助も含まれているが、本通知以外で、本人の同意を得ずにて照会文書を発行できるとする根拠を求めていると解し、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
22	平成24年度 諮問受理第35号	平成24年 6 月13日 付け大福祉第877号	平成24年 1 月31日	生活保護法に基づく、法令上の不同意調査可能が、分かるもの。	健康福祉局保護課	平成24年 2 月14日付け大健福第5580号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月12日	処分の取り消しを求める。 市民の声回答・大健福第4419・6054→1098→2207号・大健福他 大健福第4826・4827号「法令通知」記載。法令上、適切を再三に主張。 ----- 被保護者本人の同意を得ずにで調査することができる生活保護の法令上の根拠を、既に公開を行っている「社援保発第0330001号」以外で求めているものと解し、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	----- (け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張 -----
23	平成24年度 諮問受理第36号	平成24年 6 月13日 付け大福祉第879号	平成24年 1 月31日	1 / 27 (金)、健福局生野区役所は、生活保護法は、個人情報保護条例は、関係無いと説明有ったが、何故、関係無いか、分かるもの。同法通知内は、条例を指定有る。※健福局	健康福祉局保護課	平成24年 2 月14日付け大健福第5581号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月12日	処分を取り消しを求める。現実、個人情報保護条例第 6 条・13条の規定とより欠く。主張抜粋→「不同意」「相当理由」「未受診不知」「無効処理」 個人情報保護条例と生活保護法の関係性を示す文書を求められたものを、既に公開を行っている「社援保発第0330002号」以外で求めているものと解し、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため (か) 欄に記載の決定を行った。
24	平成24年度 諮問受理第38号	平成24年 6 月14日 付け大生保生第275号	平成24年 4 月19日	生活保護法第18条「医療扶助」適応欠くのに、生活保護法第 4 条「他法優先」の事務行為可の規定。(受診無く、他法有り得るか！?) ☆当法欠く他法。 ※人事室・健福局・市民局・生野区役所	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成24年 5 月 2 日付け大生保生第122号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 5 月14日	処分を取り消しを求める。(異議申立人と相違する) ※事例相違※当区事例 事例 (異議申立人) は、「必要性」強調際々。※理由説明書等々 厚生省社会局長通知 (社発第727号 昭和36年 9 月30日付け) において医療要否意見書について定められているが、(え) 欄に記載の旨の公開請求にある「医療扶助欠くのに旧指定医療機関に 6 ヶ月過ぎた過去の旧医療要否意見書を扱える。」と定めたものは存在しないため、(か) 欄に記載の決定を行った。 なお、(え) 欄に記載の生活保護法第18条は「葬祭扶助」の定めであるので、同法15条の「医療扶助」と読み替えている。
25	平成24年度 諮問受理第39号	平成24年 6 月14日 付け大生保生第277号	平成24年 4 月19日	「福祉のあらまし」P、22規定事項の原則 (重度かつ継続) に反し、重度不認定かつ継続不認定に 6 ・ 7 貼り付けを本人不同意で可の規定。(精神疾患不承認断言有) ※人事室・市民局・健福局・生野区役所	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成24年 5 月 2 日付け大生保生第123号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 5 月14日	処分を取り消しを求める。事例と相違 (異議申立人の場合) ※当区事例 異議申立人例有る。 平成24年度諮問受理第24号と同じ。
26	平成24年度 諮問受理第53号	平成24年 7 月 5 日 付け大生保生第362号	平成24年 5 月16日	「診療状況照会書」に「抑うつ状態」軽減する。表記「医療要否意見書」にて 6 ・ 7 貼り付可の法律・法令 (大健福第1916・1916号他) ※生野区役所※人権啓発相談センター※福祉局生活保護課	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成24年 5 月30日付け大生保生第226号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成または取得しておらず、実際に存在しないため	平成24年 6 月12日	処分を取り消しを求める。 法令上の手続きを公言 (公文書表明) の例示有る。 (え) 欄に記載の旨の公開請求は「医師の意見として診療状況照会書に『抑うつ状態軽減する』と記載されているから診療状況照会書の 6 番目の項目として自立支援医療の適用の可否を確認する必要はないので、必要があるとする根拠となる法律や法令の公開」を求めたものであると判断したが、当該公文書を実施機関は作成しておらず、福祉局や厚生労働省からも取得していないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
27	平成24年度 諮問受理第62号	平成24年 8 月27日 付け大生保生第530号	平成24年 7 月 5 日	病名 (大生支第469号 生保生第73号大生保生第218号) を 6 ・ 7 貼る生野区役所認定を病態と主張する〇〇代理は、区と相違「抑うつ状態」は、病名か病態か明白な規定	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成24年 7 月19日付け大生保生第396号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 7 月25日	処分を取り消しを求める。 病名「抑うつ状態」 (大生支第469号・生保生第73号・大生保生第218号→同一ケース記録上明示。市民の声回答上、レセプト「抑うつ状態」明示。開示 (諮問中) 案にも有。 (え) 欄に記載の旨の公開請求は、「抑うつ状態が病名なのか病態なのかその基準が分かる公文書」を求めていると判断したが、病名や病態の基準は医師が判断するものであり、請求された公文書を実施機関は作成しておらず、福祉局や厚生労働省からも取得していないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
28	平成24年度 諮問受理第64号	平成24年 9 月14日 付け大福祉第2088号	平成24年 2 月29日	自立支援医療に「抑うつ状態」が、判定されるもの。(規定等) (大健福第1916・1918号基づく規定類、他) ※健康福祉局生活保護課	健康福祉局保護課	平成24年 3 月14日付け大健福6290号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分を取り消しを求める。※ 1 / 27にも、法第25条 2 項に寄る行為との主張有った！ 不同意発行 (略) 事案、目下、不服申立て中の理由説明書が、不同意理由不明ながらも、適法主張続いている。 第12章分類コートに規定無く、実施要件に置く為、釈然とせず。大健福第4419・6054・2027 (1908) 号とは、不整合。 生野区役所は、答申第272号に反目する。局は、大健福第3709号と答申第272号相違決定。 実施機関が保管する公文書で「抑うつ状態」で自立支援医療が適用可となることを示した文書を求めていると解し、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため (か) 欄に記載の決定を行った

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
29	平成24年度 諮問受理第66号	平成24年 9 月14日 付け大福祉第2092号	平成24年 4 月 5 日	医療券を無効処理連続有って、自動 発券継続する必要性の点（通常規定 は、毎月々続続受診中）	福祉局保護課	平成24年 4 月19日付け大 福祉第187号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月27日	処分の取り消しを求める。 異議申立人の場合が、実施有る。（他法の件の○○診療所） ----- 医療券の無効処理を連続で行っている被保護者に対し、医療 券を継続して発行することは、生活保護の実施機関である生 野区保健福祉センターが行っている。 よって、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実 際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
30	平成24年度 諮問受理第70号	平成24年 9 月14日 付け大福祉第2094号	平成24年 5 月16日	「診療状況照会書」に「抑うつ状 態」軽減する。表記「医療要否意見 書」にて 6 ・ 7 貼り付可の法律・法 令（大健福第1916・1916号他） ※生野区役所※人権啓発相談セン ター※福祉局生活保護課	福祉局保護課	平成24年 5 月30日付け大 福祉第726号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成24年 6 月12日	処分の取り消しを求める。 事例（生野区役所）と相違する。※大健福第4191・6054・ 1908・2207号と区例同一の上、相違。 ----- 主治医が病状が軽減するとの記載があるのに、自立支援医療 の適用を確認する必要があると考えた根拠を求めたものと解 し、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に 存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
31	平成24年度 諮問受理第71号	平成24年 9 月14日 付け大福祉第2102号	平成24年 7 月 5 日	「不安神経症」の表示有る規定 ※ 7 ／ 4 生野区役所 ○○職員主 張 大生支第469号・生保生第73号・大生 保第218号 病名「抑うつ状態」表記	福祉局保護課	平成24年 7 月19日付け大 福祉第1317号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成24年 7 月25日	処分の取り消しを求める。 7 ／ 5、○○職員が、資料上に有る明言した。（生野区役所 職員） ※○○、○○、○○（本庁）・当区係長 2 名在室の元で有。 ----- 世界疾病コード（ICD-10）においても、「不安神経症」の規 定がないため、実施機関ではそのような公文書を作成してお らず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
32	平成24年度 諮問受理第76号	平成24年10月 4 日 付け大生保生第 675号	平成24年 8 月13日	他法の件（6 ・ 7）を不同意照会可 規定。目下、未決定！ ※大福祉第867号は、不同意回答可規 定。（行政機関の照会を指定医療機 関回答） 答申第272号は、6 ・ 7 貼る法律欠 く。寄って、法令を除く場合に 6 ・ 7 貼り、独自（当区主張承認）の行 い。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年 8 月27日付け大 生保生第533号 不存在 による非公開決定	請求に係る文書については作成又は 取得していないため	平成24年 9 月 4 日	処分の取り消しを求める。 大情審答申第316号を決定書行う（大生保生第429号）。 大情審答申第272号別表 1 調査資料にも有る ----- 本人の同意を得ずに主治医に照会することができる根拠規定 については、平成23年 5 月 2 日付けで「平成18年 3 月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通 知」を対象文書として公開決定していることから、同文書以 外を求めていると判断したので、それ以外の文書を実施機関 は作成しておらず、福祉局や厚生労働省からも取得してい ないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
33	平成24年度 諮問受理第77号	平成24年10月 4 日 付け大生保生第 677号	平成24年 8 月16日	大健福第1916・1918号「2－(1)－ イ」本人の事情聴収を規定。6 ・ 7 貼り付け論点で有る。※本人不同意 不可 6 ・ 7 貼り付けは、法令外。 （答申第272号）大健福第3709号（レ セプト点検） 1916・1918・3709・6157号と異なる 当区は 何故可能かの規定。 つまり、本人不同意貼り付け（6 ・ 7）を法令上可か証拠又、レセプト 不存在だ。 第一、レセプト「神経症」は、所管 も不明を市民の声回答。（こころの 健康センター） 福祉のあらましP、22に表示欠く。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年 8 月27日付け大 生保生第534号 不存在 による非公開決定	請求に係る文書については作成又は 取得していないため	平成24年 9 月 4 日	処分の取り消しを求める。※○○職員作成書面は、証拠と不 整合多発の為、極めて、不信強い。※不信深まる。 大生支第469号・生保生第73号を追々、「指導した」との理由 説明書・市民の声回答多発に基づき、請求すると大生保生第 218号決定（469・73号同一ケース記録票） ※平成24年 4 ／18「指導した」記述有るケース記録票明言。 ----- 異議申立人は、社援保発第0929003号通知の 2－(1)－イには 「本人からの事情聴取」が必要と書いてあると主張している ことから、「本人に事情聴取せずに精神通院医療の可能性に ついて主治医に照会できる根拠」を求めていると判断した。 しかし、実施機関は請求された文書を作成または取得してい ないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
34	平成24年度 諮問受理第99号	平成24年10月29日 付け大生保生第 767号	平成24年 8 月23日	病名又は、病状名「抑うつ状態」を （の）規定するもの（有るもの）→ 生野区役所 1 件 「神経症」を（の）規定するもの、 有るもの →福祉局保護課－ 1 件 →生野区役所－ 1 件 当局 1 件・当区 2 件	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年 9 月 6 日付け大 生保生第574号 不存在 による非公開決定	請求に係る文書については作成又は 取得していないため	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。（事例と相違） 市民の声回答表示多々有。※大生支第469号・生保生第73号大 生保生第218号 他 ----- 平成24年度諮問受理第62号と同じ。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
35	平成24年度 諮問受理第105号	平成24年10月29日 付け大生保生第779号	平成24年 9 月 3 日	市民の声No. 1001-10608-001-01（区民企画担当分）は、内記に②市民の声No. 1001-10150-001-01「神経症」も自立支援医療に該当することがある。表示の証拠（資料）。※明記文②回答文も添付せよ。但し、当区は、病名「抑うつ状態」表示する。※大生支第469号・生保生第73号・大生保生第218号同一のケース記録票	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月18日付け大生保生第604号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 理不尽 ----- これまで、厚生労働省のホームページにある「自立支援医療（精神通院医療）の概要 精神及び行動の障害」一覧を異議申立人に交付したが、異議申立人は納得せず、（え）欄に記載の旨の公開請求を行ったものと判断し、上記以外の公文書を実施機関は作成しておらず、福祉局や厚生労働省からも取得していないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
36	平成24年度 諮問受理第107号	平成24年10月29日 付け大生保生第783号	平成24年 9 月12日	市民の声No. 1001-10608-001-01 ②は、「神経症」も自立支援医療に（規定）該当することがある。との記述に当たる証拠。回答文を立証するもの全部。 ※大生保生第574号「不存在」決定は、上記「該当する」に相違。又、大健福第6290号・大福祉第1317号・大健こ第258号は、上記相違。「不存在」にて該当無し。※他法他施策の活用除外。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月25日付け大生保生第624号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。回答上、「有」明示。 大生支第469号・生保生第73号、大生保生第218号、生保生第80号等々、多数の決済文書上、「神経症」を6・7貼り付け不同意発行を争っている。（市民の声回答上も多数争っている） 大生保生第501～504号も「保有ナシ」（個人情報特定出来ず）とは、上記記載事案と目下、審議会諮問事案多数の整合性欠く。大生総第106・107・108号は、同案。市民の声No. 1001-10608-001-01（当区）市民の声No. 1001-10275-001-15（当区）大生保生第825号等 ----- 平成24年度諮問受理第105号と同じ。
37	平成24年度 諮問受理第156号	平成24年12月25日 付け大福祉第3452号	平成24年 8 月13日	答申第318号の決定書（大生保生第429号）引用する法第50条は、指導有っての前提事実（事項）に1項「調査」行い、2項「指導」行う規定。1・2項の記録。 ※当指定医療機関への1・2判明するもの。人権啓発センター（大市民第6121号）・福祉局保護課・生野区役所生活支援 3課へ請求	福祉局保護課	平成24年 8 月27日付け大福祉第1801号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月 4 日	処分の取り消しを求める。当区怠慢か、当指定医療機関怠慢か。 他法他施策の件を認知の上、補正依頼欠く。 但し、窓口請求を来庁提示していた指導欠く（当区）、再診の件を調査有・無不明。 つまり、法第50条「指定医療機関の義務規定」明示な為、再診ならば、法第7条「急迫保護」に基づき、法第63条当区⇔当診療所（答申第318号事例）での、との采配。尚、初診も、法第7条対応。※誰しも適応可。（憲法第25条理念） ----- 実施機関が〇〇診療所に対して、生活保護法第50条に規定する調査や指導を実施していないため、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
38	平成24年度 諮問受理第157号	平成24年12月25日 付け大福祉第3454号	平成24年 8 月13日	他法の件（6・7）を不同意照会可規定。目下、未決定！ ※大福祉第867号は、不同意回答可規定。（行政機関の照会を指定医療機関回答） 答申第272号は、6・7貼る法律欠く。寄って、法令を除く場合に6・7貼り、独自（当区主張承認）の行い。	福祉局保護課	平成24年 8 月27日付け大福祉第1802号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月 4 日	処分の取り消しを求める。 大健福第1916・1918・6151・6152・704・6054・3709・4090号等々より、大福祉第6290・1529・1531号等々、他や市民の声回答とも不整合。法第25条2項（1101-10061-001-01） ※大生保生第531号（直近分）、以前の審査会諮問通知書参照（21～24年多数有現在まで） ----- 生活保護の実施機関である生野区保健福祉センターが、独自の手法で診療状況照会書に他法活用の照会事項を追記したことに関する規定を求めていると解し、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
39	平成24年度 諮問受理第158号	平成24年12月25日 付け大福祉第3456号	平成24年 8 月23日	「神経症」を（の）規定するもの、有るもの →福祉局保護課ー1件 →生野区役所ー1件 当局1件・当区2件	福祉局保護課	平成24年 9 月 6 日付け大福祉第1951号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。（事例と相違） 大健福第6054号との整合性欠く。大健福第6290号同案。 ※1098号・2207号・大福祉第1529・1530・1531号他 ----- 世界疾病コード（ICD-10）においても、「神経症」の規定がないため、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
40	平成24年度 諮問受理第159号	平成24年12月25日 付け大福祉第3458号	平成24年 8 月27日	大健福第6054号と4090号は、不整合の理由。「全体」とするレセプト不存在（未受診）は、4419号に明白。「一部」とする他法他施策の活用は、レセプト不存在（未受診）は、照会不要。可能性欠くのを市民の声回答有。※2207は、条例上の「等」を怠る。	福祉局保護課	平成24年 9 月10日付け大福祉第1999号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	全体・一部を追々作るのを下記※とうり、処分取り消し求める。 「レセプト」不存在＝未診は、「全体欠く」 「他法他施策の活用除外」は、「一部欠く」 事例を適正判断（異常化へ） ※『全面謝罪』否定する大健福第2207号。当区大生保生第33・35・258号、大福祉第77号有。※交付文書多々と不整合 大健福第704号「一部謝罪」記述欠く、「謝罪した」前述。大健福第6054号「一部謝罪」と一部を後述。市民の声No. 1101-10667-001-01 ----- 大健福第6054号と大健福第4090号との不整合の理由を求めていると解し、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
41	平成24年度 諮問受理第161号	平成24年12月25日 付け大福祉第3462号	平成24年 8 月29日	生活保護法第50条を他法他施策の活用に当てている事例・判例を全部（答申第316号）→（決定書大生保生第428号） ※福祉局生活保護課・生野区役所	福祉局保護課	平成24年 9 月12日付け大福祉第2026号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 市民の声回答・大健福第6152号等々、他との不整合。 ※大健福第6151・4090・6054・他 ----- 実施機関は生活保護の実施機関ではないことから、被保護者の具体的な事例については保有情報はなく、また判例もないため、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
42	平成24年度 諮問受理第162号	平成24年12月25日 付け大福祉第3464号	平成24年 8 月29日	答申第316号の決定書（大生保生第428号）引用する法第50条は、指導有っての前提事項（規定）、1 項「調査行う」、6 条規定「調査行う」、2 項「指導行い、本人不同意可を規定。1・2 項の記録等々。（※生活保護法第50条） 大福祉第1801号・大生保生第532号・大市民第6101号は、答申第318号と誤。補正依頼全く欠き、318号と50条は無関係認知の上、決定。318号→316号 ※315・316・318号（答申） 同時決定の為に番号記入ミス。 答申第318号は、「窓口請求の件」を証拠「来庁」3 点付け、公開請求中との分別可能。	福祉局保護課	平成24年 9 月12日付け大福祉第2027号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 全く、理解不能に有る。大健福第6054号他との不整合。市民の声回答とも不整合 ----- 実施機関が〇〇診療所に対して、生活保護法第50条に規定する調査や指導を実施していないため、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
43	平成24年度 諮問受理第165号	平成24年12月25日 付け大福祉第3470号	平成24年 9 月18日	大情審答申第272号に相違する①大健福第3954号（同案、根拠有・無の相違に有）※答申別表 2 表示を3954号有、答申明示する局連携通知でも有3954号。②3955号も参照。答申第316号は、③大健福第4090号と相違。 ④・⑤大健福第1916・1918号「指導通知」を⑥6152号否定。⑦6151号と6152号の相違。 大健福上記①～⑦大健福第3709・3953号 9 件と大健福第6054号の合致する事例・判例を保護課・生野区へ 2 課	福祉局保護課	平成24年10月 2 日付け大福祉第2284号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月12日	処分の取り消しを求める。整合性計れず。尚、作成有・無の条例規定成らず、保有か否か。 市民の声回答・理由説明書は、該当する。下記※更に当局の件で有。（大健福・大福祉は他局に無い） ※「他法他施策の活用」問題は十分共有済。「神経症」除外を正当化＝除外否定と規定「不存在」の相反。 事例は、大健福第1098号に有らずか！？左記以外も、大健福第4419号や大福祉第1529・1530・1531号 ----- 実施機関は生活保護の実施機関ではないことから、被保護者の具体的な事例については保有しておらず、また判例もないため、実施機関ではそのような公文書を作成しておらず実際に存在しないため（か）欄に記載の決定を行った。
44	平成24年度 諮問受理第171号	平成24年12月25日 付け大福祉第3482号	平成24年10月22日	大福祉第2456号 I－4－(2)内、法第25条 2 項を示す規定（左記・下記は、①イ） 市民の声No. 1201-10847-001-01・1101-10720-001-01・1101-10768-001-01・1101-10788-001-01・1101-10843-001-01	福祉局保護課	平成24年11月 5 日付け大福祉第2711号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年11月15日	処分の取り消しを求める。 大健福第4419号、市民の声回答多々、大生保生第825号、他等々整合性欠く。 ----- （え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大福祉第2456号で公開した『社援保発第0330001号の I-4-(2)』の文書の中に、法第25条 2 項を示す規定」を求めていると解し、同通知内には生活保護法第25条を規定した記載がないため（か）欄に記載の決定を行った。

（注） 1 （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。

別表 3

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成23年度 諮問受理第28号	平成23年 9 月 1 日 付け大健福第2667号	平成23年 4 月25日	健康福祉局人勤と市民局人権室のやり取り記録（生野区の件）→〇〇代理の件 ※大健福第6054号の内容	健康福祉局職員課	平成23年 5 月 9 日付け大健福第577号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 5 月20日	処分の取り消しを求める。 連携有った報告と異なる。「適切」「不適切」の使い分け有る。適切には、まだ、社援保発第0330001号基づき「不同意発行可」を主張する一方、他方では、「不同意根拠の相当理由」規定に異議申立人が該当せず。 発行を適切、不同意を不適切、全体を適切、一部を不適切と転々と適切前提の不適切部分有る胸主張。 健康福祉局職員課としては、生活保護担当〇〇課長代理（当時）に調整の上報告をするよう指示したものであり、健康福祉局職員課が事実確認に際して市民局人権室とのやりとりは直接おこなっていない為、そもそもそのような公文書の作成はしておらず、存在しないものであることから、（か）欄に記載の決定をおこなったものである。
2	平成23年度 諮問受理第29号	平成23年 9 月 1 日 付け大健福第2668号	平成23年 4 月25日	健康福祉局人勤と医療対策のやり取り記録（生野区の件について）→〇〇代理の件	健康福祉局職員課	平成23年 5 月 9 日付け大健福第578号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 5 月20日	処分の取り消しを求める。 連携有った報告と異なる。保健医療対策は、医療機関への行政指導実施した。21年 8 ・12月関係者合議に入ってもいた。又、22年 2 月19日「謝罪」当日も入っている重要な証人だ。局内、関係者調査は、当然の法理より、職員義務だ。調査欠くのか、有れば記録存在する。 〇〇課長代理や生野区の件について職員課は保健医療対策課と実際にやり取りをおこなっていないためそのような公文書の作成はしておらず、存在しないものであることから、（か）欄に記載の決定をおこなったものである。
3	平成23年度 諮問受理第30号	平成23年 9 月 1 日 付け大健福第2669号	平成23年 4 月25日	健康福祉局人勤とこころの健康センターのやり取り記録（生野区の件） 市民の声No. 1001-10127-001-01	健康福祉局職員課	平成23年 5 月 9 日付け大健福第579号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 5 月20日	処分の取り消しを求める。 連携有った報告と異なる。こころの健康センターは、保護課・生野区役所主張する（大健福第4419号、大生生第568、568号）自立支援医療の所管だ。（他法他施策）当所管の規定調査欠くのは、有り得ず。本件は、偽証で有る為、処分の取り消しを求める。 健康福祉局職員課は市民の声No1001-10127-001-01の回答内容について、こころの健康センターと実際にやり取りをおこなっていないためそのような公文書の作成はしておらず、存在しないものであることから、（か）欄に記載の決定をおこなったものである。
4	平成23年度 諮問受理第31号	平成23年 9 月 1 日 付け大こ健第161号	平成23年 4 月25日	健康福祉局人勤とこころの健康センターのやり取り記録（生野区の件） 市民の声No. 1001-10127-001-01	大阪市こころの健康センター	平成23年 5 月 9 日付け大こ健第33号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 5 月20日	処分の取り消しを求める。 連携有った報告と異なる。職員課が、局内全体の調査有・無か不明の為に公開請求実施。誠、当法解釈有れば、私の虚像生まれない。他法他施策に該当する当課は、啓発不足も有ったと考察すべきか否かに及ぶ本件で有る。※局内の共通理解欠く。本件処分の取り消しを求める。連携不足は、信じ難い。 平成23年度諮問受理第30号と同じ。
5	平成23年度 諮問受理第32号	平成23年 9 月 2 日 付け大大保第772号	平成23年 4 月25日	健康福祉局人勤と医療対策のやり取り記録（生野区の件について）→〇〇代理の件	大阪市保健所保健医療対策課	平成23年 5 月 9 日付け大大保第196号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 6 月 8 日	処分の取り消しを求める。 確かに、やり取り有る。〇〇診療所へ「3ヶ月以上未受診に基づき、回答しては成らない」医療法第20条を指導有る。のを連携当然だ。 大阪市保健所保健医療対策課（以下「保健医療対策課」という。）では、異議申立人から電話による苦情相談があったが、保健医療対策課と健康福祉局職員課（以下「職員課」という。）がその内容について協議をおこなうべきものではなく、また、手続き上の適否等に対して保健医療対策課が判断すべきものではないことから、異議申立人が請求しているような公文書は存在しない。
6	平成24年度 諮問受理第153号	平成24年12月20日 付け大政第e-261号	平成24年11月15日	政策企画室⇄生野区役所の双方調整（共有化）政策企画室⇄福祉局の双方調整（共有化）の分かるもの。（生野区役所の件）	政策企画室公開制度等担当・広聴担当	平成24年11月29日付け大政第e-215号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月 3 日	処分の取り消しを求める。 条例解釈等、調整している。 やり取りは口頭のみにより行っており、文書を作成又は取得しておらず、公文書としては保有していないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
7	平成24年度 諮問受理第154号	平成24年12月20日 付け大政第e-262号	平成24年11月15日	市政改革室⇔政策企画室の双方調整が分かるもの。(生野区役所の件)	政策企画室公開制度等担当・広聴担当	平成24年11月29日付け大政第e-216号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月3日	処分の取り消しを求める。 事実上、有る。 ----- 平成24年度諮問受理第153号と同じ。
8	平成24年度 諮問受理第155号	平成24年12月20日 付け大政第e-263号	平成24年11月15日	市民局人権啓発センター⇔各職との双方調整(共有化)分かるもの。政策企画室・市政改革室・福祉局・生野区役所	政策企画室公開制度等担当・広聴担当	平成24年11月29日付け大政第e-217号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月3日	処分の取り消しを求める。 テーブル合議実施有る。 ----- 平成24年度諮問受理第153号と同じ。
9	平成24年度 諮問受理第172号	平成24年12月25日 付け大福祉第3484号	平成24年11月15日	福祉局⇔生野区役所の双方調整(共有化)が分かるもの。(生野区役所の件)	福祉局保護課	平成24年11月29日付け大福祉第3062号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月3日	処分の取り消しを求める。 必らず、実施有る。当区「理由説明書」にも表明されている。 ----- 異議申立人の件について、福祉局保護課は生野区役所と生活保護実施にあたる相談や助言等は行っていたが、そもそもそのような公文書の作成はしておらず、存在しないので、(か)欄に記載の決定を行った。
10	平成24年度 諮問受理第173号	平成24年12月25日 付け大福祉第3486号	平成24年11月15日	政策企画室⇔福祉局の双方調整(共有化)の分かるもの。(生野区役所の件)	福祉局保護課	平成24年11月29日付け大福祉第3063号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 実態有る。 ----- 異議申立人の件について、福祉局保護課は政策企画室と実際にやり取りをおこなっていないため、そもそもそのような公文書の作成はしておらず、存在しないので、(か)欄に記載の決定を行った。
11	平成24年度 諮問受理第174号	平成24年12月25日 付け大福祉第3488号	平成24年11月15日	市民局人権啓発センター⇔各職との双方調整(共有化)分かるもの。政策企画室・市政改革室・福祉局・生野区役所	福祉局保護課	平成24年11月29日付け大福祉第3064号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 実態有る。 ----- 異議申立人の件について、福祉局保護課は市民局人権啓発センターと実際にやり取りをおこなっていないため、そもそもそのような公文書の作成はしておらず、存在しないので、(か)欄に記載の決定を行った。
12	平成24年度 諮問受理第180号	平成24年12月28日 付け大市第63号	平成24年11月15日	市政改革室⇔政策企画室の双方調整が分かるもの。(生野区役所の件)	市政改革室総合調整担当	平成24年11月29日付け大市第44号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 確かに実態(調整)有る。 ----- (え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を踏まえると、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際に存在しないので、(か)欄に記載の決定を行った。
13	平成24年度 諮問受理第181号	平成24年12月28日 付け大市第66号	平成24年11月15日	市政改革室⇔人事室の双方調整(共有化)が分かるもの。(生野区役所の件)	市政改革室総合調整担当	平成24年11月29日付け大市第45号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 確かに実態有る。 ----- 平成24年度諮問受理第180号と同じ。
14	平成24年度 諮問受理第182号	平成24年12月28日 付け大市第69号	平成24年11月15日	市民局人権啓発センター⇔各職との双方調整(共有化)分かるもの。政策企画室・市政改革室・福祉局・生野区役所	市政改革室総合調整担当	平成24年11月29日付け大市第46号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 組織共有欠いた見解は、単なる私見及び偏見。 ----- 平成24年度諮問受理第180号と同じ。
15	平成24年度 諮問受理第196号	平成25年1月11日 付け大人事第61号	平成24年11月15日	人事室⇔総務局の双方調整(共有化)が分かるもの。(生野区役所の件)	人事室総務課	平成24年11月29日付け大人事第48号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 市役所広聴から、総務局元来「共有化」(平成21年～)、又、市政改革室→人事室へ共有化。総務局・人事室は、兼務(総務課)も共有化。 原則・基本・鉄則として、組織共有基づく、組織連携・連帯責任(地公法第29条、他)で有る。不足は、不作為もしくは、職務怠慢で有る。情報否定は、悪意で有る。 ----- やり取りは口頭のみにより行っており、文書を作成又は取得しておらず、公文書としては保有していないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
16	平成24年度 諮問受理第197号	平成25年1月11日 付け大総務第200号	平成24年11月15日	人事室⇔総務局の双方調整(共有化)が分かるもの。(生野区役所の件)	総務局総務課	平成24年11月29日付け大総務第170号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 総務局人事課→人事室人事課の為、局当時取得している供覧資料(全部)有る。 ----- やり取りは口頭のみにより行っており、文書を作成又は取得しておらず、公文書としては保有していないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
17	平成24年度 諮問受理第198号	平成25年 1 月11日 付け大人事第64号	平成24年11月15日	市政改革室⇄人事室の双方調整（共有化）が分かるもの。（生野区役所の件）	人事室総務課	平成24年11月29日付け大人事第49号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 確かに、共有化成立。P D C A担当係長からの報告も有る。 （私個人も書面を提出している） ※保身計略伺える。 ○○・○○係長は、当区「是」とする意図無い理由説明書交付との11／28証言。○○係員作成者同じく。 （え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を踏まえると、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際に存在しないので、（か）欄に記載の決定を行った。
18	平成24年度 諮問受理第207号	平成25年 1 月15日 付け大生保生第1126号	平成24年11月15日	福祉局⇄生野区役所の双方調整（共有化）が分かるもの。（生野区役所の件）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年11月29日付け大生保生第946号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年12月 3 日	処分の取り消しを求める。 「理由説明書」には、局との連携有る記載との矛盾。又、市内見聞広げ、情報収集は、義務で有る。特に当局とは責務だ。 実施機関は該当する公文書を作成しておらず、福祉局からも取得したことがないことから（か）欄に記載の決定を行った。
19	平成24年度 諮問受理第208号	平成25年 1 月15日 付け大生保生第1128号	平成24年11月15日	政策企画室⇄生野区役所の双方調整（共有化）の分かるもの。（生野区役所の件）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年11月29日付け大生保生第947号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年12月 3 日	処分の取り消しを求める。実態不明 条例解釈等の異議申立事案は、請求時点の原課調整している回答（事務局）有り、原課決定されている。※保有又は、当職の判断済 実施機関は該当する公文書を作成しておらず、政策企画室からも取得したことがないことから（か）欄に記載の決定を行った。
20	平成24年度 諮問受理第209号	平成25年 1 月15日 付け大生保生第1130号	平成24年11月15日	市民局人権啓発センター⇄各職との双方調整（共有化）分かるもの。政策企画室・市政改革室・福祉局・生野区役所	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年11月29日付け大生保生第948号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年12月 3 日	処分の取り消しを求める。 平成 2 年 8 月～本庁にて、合議再三、又、情報共有手段 ※区⇄当センター 実施機関は該当する公文書を作成しておらず、市民局からも取得したことがないことから（か）欄に記載の決定を行った。
21	平成24年度 諮問受理第219号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6207号	平成24年11月15日	市民局人権啓発センター⇄各職との双方調整（共有化）分かるもの。政策企画室・市政改革室・福祉局・生野区役所	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年11月29日付け大市民第6141号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 情報共有当然で有る。 やり取りは口頭のみにより行っており、文書を作成又は取得していないので、（か）欄に記載の決定を行った。

（注） 1 （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。

別表 4									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成23年度 諮問受理第20号	平成23年 7 月13日 付け大総務人第134号	平成23年 4 月25日	総務局人事部の生野区長調査記録 市民の声No. 1001-10127-001-01 他 有る。追々に提出。 ※市民の声全部保有済なのは、認知している。	総務局人事課	平成23年 5 月 9 日付け大 総務人第64号 不存在に よる非公開決定	総務局人事部人事課において、上記 市民の声等に関する調査を行って いないため、当該公文書をそもそも作 成しておらず、実際に存在しないた め	平成23年 6 月 8 日	処分の取り消しを求める。 不条理が有る。区長決済文に不整合有るのは、区長責任負 う。総務課長（区）が、区長調査行うのは、可能なら、区 は、決済事項・書面の全件調査行わない事態は、責任处在不 明白と化する。そもそも、原理原則は、区長と人事課が専任 した職責だ。適在適所規定に基づき、不適任異定が、次々問題 生じる要因だ。短期間に諮問中多数事案有る。適任とは、成 らない。人事の誤りだ！当局義務有る。区役所調査指示は、 当局負う。 ----- 一般論として、懲戒処分を行うかどうかを検討するため は、その前段で特定の職員の故意又は過失のある行為の内容 が客観的に明らかでなければならないことから、それを明ら かにするための調査が必要となるが、（え）欄に記載の旨の 公開請求は、かかる目的で行われた生野区長に係る調査（以 下「本件調査」という。）の記録の公開を求めるものである。 総務局は、生野区役所から本件調査に関する文書が提出され ていないため、当該文書をそもそも取得しておらず、また、 総務局が生野区役所の職員の職務上の行為に係る調査を実際 に行ってもいないため、当該文書をそもそも作成していない のであって、実際に存在しないことを理由に、（か）欄に記 載の決定を行ったものである。 ただし、調査の対象となる職員の行為が人事異動前の所属時 のものである場合や、社会的に影響の大きい不祥事案である 場合などは、例外的に総務局が調査を行う、又は共同して調 査を行う場合があり得ることを付言しておく。
2	平成24年度 諮問受理第 1 号	平成24年 4 月23日 付け大市第 8 号	平成24年 3 月12日	・後援許可の決裁に当たっての根拠 規定 ・後援規定の根本に当たる法解釈が 判る文書＜法規類・市規定等々＞	市政改革室総合調 整担当	平成24年 3 月22日付け大 市第47号 不存在による 非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。 市民局は、あたかも市規定の主張有。（公共性伝々～）地公 法遂上より、失当で有る。大阪市外国籍住民施策有識者会議 会議録第32・33回は、「不就学対策」表示から、「不就学事 件」を本件関する為、職員・委員は、責務負うのは、明白。 ※市条例・規則参照 外国人委員責務検証すべきが、「公正」とか「前歴・経歴 は、不問」見解し、本件に至る。当時テーブルには市民局○ ○係長同席の上、双方職務の提供で有った。 憲法第99条検証すべきである。 ----- 後援名義の使用承認は、本市では一般的に各担当部局におい て個々に使用を承認するか否かについて判断を行うもので、 必ずしも規定が必要とされるものではない。 市政改革室では、これまで後援名義の申請をされた事例がなく、また、今後も頻繁に申請が出てくることは想定していな い。このような状況から、請求のあった「後援名義の許可に 当たっての根拠規定」は業務上必要ないので、当該公文書は 作成しておらず、存在しない。 また、請求のあった「後援規定の根本に当たる法解釈が判る 文書（法規類・市規定等々）」についても、前述のとおり当 室には「後援名義の許可に当たっての根拠規定」は存在せ ず、その法解釈が判る文書も業務上必要ないので、当該公文 書は存在しない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
3	平成24年度 諮問受理第 6 号	平成24年 4 月27日 付け大総務第15号	平成24年 3 月12日	・後援許可の決裁に当たっての根拠規定 ・後援規定の根本に当たる法解釈が判る文書<法規類・市規定等々>	総務局総務課（総務グループ）	平成24年 3 月26日付け大総務第347号 不存在による非公開決定	総務局においては、当該公文書をそもそも作成しておらず、存在しないため	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。 各職の自由化なら、前提有るべきと考える。過去に不正働くNPO法人代表理事擁護に歴不問・不要を作り（規定不存在）、団体癒着表明。 地位と名誉と人格は、異なる。後援についても、癒着の象徴に有る。特別扱いする代表理事の他方に冷遇される市民いる。 ----- 後援名義の使用承認は、本市では一般的に各担当部局において個々に使用を承認するか否かについて判断を行うもので、必ずしも規定が必要とされるものではない。 総務局においては、（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。
4	平成24年度 諮問受理第25号	平成24年 5 月25日 付け大福祉第621号	平成24年 3 月12日	「想像」（〇〇係長）・「思い込み」（〇〇代理）の主張（24年1／27）から、不同意発行（20年3／26）は、法令通知（大健福第6152号）上可の点。※不服申立中だが、理由不明。（相当理由）	健康福祉局職員課	平成24年 3 月26日付け大健福第6564号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも保有しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。 本年、1 月27日本庁での公言有る。 ----- （え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨は、生活保護における診療状況照会を本人不同意で行うことが可能とする点がわかるものを求めていると推測される。 しかしながら、当時の健康福祉局職員課では生活保護業務を所管していないため、そのような公文書の作成はしておらず実際に存在しないものであるから、（か）欄に記載の決定を行ったものである。
5	平成24年度 諮問受理第32号	平成24年 6 月11日 付け大人事第16号	平成24年 4 月 5 日	医療券を無効処理連続有って、自動発券継続する必要性の点（通常規定は、毎月々継続受診中）	人事室総務課	平成24年 4 月18日付け大人事第 3 号 不存在による非公開決定	人事室において、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月27日	処分の取り消しを求める。 生活保護第18条「医療扶助」の規定類には、規定無（欠）く、事実行為（区）上、特例規定有・無の明白要する。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を人事室、福祉局、市民局、生野区役所とするよう指定したため、人事室も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 （え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、人事室の所管業務ではないため、人事室においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書を所有していない。
6	平成24年度 諮問受理第33号	平成24年 6 月11日 付け大人事第19号	平成24年 4 月 5 日	「福祉のあらまし」P.22規定事項と外れている場合を正当・適法とする根拠・理由 総務局・市民局・健福局と生野区役所4課へ求む。	人事室総務課	平成24年 4 月18日付け大人事第 4 号 不存在による非公開決定	人事室において、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月27日	処分の取り消しを求める。 〇〇係長は、適正判断している。 又、個人情報保護条例第 6 ・13条を否定する事実行為も適正判断。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を人事室、福祉局、市民局、生野区役所とするよう指定したため、人事室も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 （え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、人事室の所管業務ではないため、人事室においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書を所有していない。
7	平成24年度 諮問受理第47号	平成24年 6 月25日 付け大人事第22号	平成24年 4 月19日	「福祉のあらまし」P.22規定事項の原則（重度かつ継続）に反し、重度不認定かつ継続不認定に6 ・7 貼り付けを本人不同意で可の規定。（精神疾患不承認断言有） ※人事室・市民局・健福局・生野区役所	人事室総務課	平成24年 5 月 7 日付け大人事第10号 不存在による非公開決定	人事室において、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 5 月14日	処分の取り消しを求める。 大人事第 9 号同然。又、当冊子は本市決定する重要事項明。 日本語とური判断有れば、生野区役所「他法の件」区反論根拠不明。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を人事室、市民局、福祉局、生野区役所とするよう指定したため、人事室も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 （え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、人事室の所管業務ではないため、人事室においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書を所有していない。
8	平成24年度 諮問受理第48号	平成24年 6 月25日 付け大人事第25号	平成24年 4 月19日	生活保護法第18条「医療扶助」適応欠くのに、生活保護法第 4 条「他法優先」の事務行為可の規定。（受診無く、他法有り得るか！？）☆当法欠く他法。 ※人事室・健福局・市民局・生野区役所	人事室総務課	平成24年 5 月 7 日付け大人事第 9 号 不存在による非公開決定	人事室において、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 5 月14日	処分の取り消しを求める。 生野区役所「他法の件」を適正判断する根拠不明に成る。 ※整合性計れず、不正に有ると考えられる。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を人事室、福祉局、市民局、生野区役所とするよう指定したため、人事室も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 （え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、人事室の所管業務ではないため、人事室においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書を所有していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
9	平成24年度 諮問受理第49号	平成24年 6 月25日 付け大人事第28号	平成24年 5 月21日	個人情報保護条例第 6 ～13条規定反し、職員の憶測（事実不知）可の法律等々。（尚、不要行為は、断定）※人事室※総務局	人事室総務課	平成24年 6 月 4 日付け大人事第15号 不存在による非公開決定	人事室において、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 6 月12日	処分を取り消しを求める。 現実との整合性欠く。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を人事室、総務局とするよう指定したため、人事室も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 人事室の所管業務に係る規程等に異議申立人が求める規定は存在せず、また、人事室において保有している他の規程にもそのような規定は存在しないことから、実施機関は（か）欄に記載の決定を行ったものである。
10	平成24年度 諮問受理第50号	平成24年 6 月25日 付け大総務第53号	平成24年 5 月21日	個人情報保護条例第 6 ～13条規定反し、職員の憶測（事実不知）可の法律等々。（尚、不要行為は、断定）※人事室※総務局	総務局総務課	平成24年 6 月 4 日付け大総務第38号 不存在による非公開決定	総務局において、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 6 月12日	処分を取り消しを求める。 現実との整合性欠く。諮問事案内、大健福第4419号6054号2207号同案他 ※他数の諮問中案要因。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を人事室、総務局とするよう指定したため、総務局も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 総務局の所管業務に係る規程等に異議申立人が求める規定は存在せず、また、総務局において保有している他の規程にもそのような規定は存在しないことから、実施機関は（か）欄に記載の決定を行ったものである。
11	平成24年度 諮問受理第220号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6192号	平成24年 4 月 5 日	医療券を無効処理連続有って、自動発券継続する必要性の点（通常規定は、毎月々継続受診中）	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年 4 月19日付け大市民第6012号 不存在による非公開決定	実施機関は生活保護事務を所掌していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月27日	処分を取り消しを求める。 大市民第6058・6107・6120・6121号は、適法扱い有る。 （6001・6013・6092号）→同じく ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を、人事室、福祉局、市民局、生野区役所とするよう指定したため、市民局も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 （え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、市民局の所管業務ではないため、市民局においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。
12	平成24年度 諮問受理第221号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6193号	平成24年 4 月 5 日	「福祉のあらまし」P. 22規定事項と外れている場合を正当・適法とする根拠・理由 総務局・市民局・健福局と生野区役所 4 課へ求む。	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年 4 月19日付け大市民第6013号 不存在による非公開決定	実施機関は生活保護事務を所掌していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月27日	処分を取り消しを求める。 異例事態（異議申立人の場合）の根拠不明に成る。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を、人事室、福祉局、市民局、生野区役所とするよう指定したため、市民局も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 （え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、市民局の所管業務ではないため、市民局においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。
13	平成24年度 諮問受理第222号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6196号	平成24年 4 月19日	「福祉のあらまし」P. 22規定事項の原則（重度かつ継続）に反し、重度不認定かつ継続不認定に 6 ・ 7 貼り付けを本人不同意で可の規定。（精神疾患不承認断言有）※人事室・市民局・健福局・生野区役所	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年 5 月 7 日付け大市民第6030号 不存在による非公開決定	実施機関は生活保護事務を所掌していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 5 月14日	処分を取り消しを求める。 大市民第6029号同然に整合性欠く。本市冊子外判断有。 6001・6013・6019・6090・6107・6092・6120・6121号他も不整合。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を、人事室、福祉局、市民局、生野区役所とするよう指定したため、市民局も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。 （え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、市民局の所管業務ではないため、市民局においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
14	平成24年度 諮問受理第223号	平成25年 2 月 21 日 付け大市民第6195号	平成24年 4 月 19 日	生活保護法第18条「医療扶助」適応欠くのに、生活保護法第4条「他法優先」の事務行為可の規定。（受診無く、他法有り得るか！？）☆当法欠く他法。 ※人事室・健福局・市民局・生野区役所	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年 5 月 7 日付け大市民第6029号 不存在による非公開決定	実施機関は生活保護事務を所掌していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 5 月 14 日	処分の取り消しを求める。 大市民第6013・6019・6092・6107・6120・6121号等、他にも相違有。（6001号「一部謝罪」削除）※「当然の法理を判断」とも有。整合性欠く ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を、人事室、福祉局、市民局、生野区役所とするよう指定したため、市民局も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、市民局の所管業務ではないため、市民局においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。
15	平成24年度 諮問受理第224号	平成25年 2 月 21 日 付け大市民第6197号	平成24年 5 月 16 日	「診療状況照会書」に「抑うつ状態」軽減する。表記「医療要否意見書」にて6・7貼り付可の法律・法令（大健福第1916・1916号他） ※生野区役所※人権啓発相談センター※福祉局生活保護課	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年 5 月 30 日付け大市民第6071号 不存在による非公開決定	実施機関は生活保護事務を所掌していないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 6 月 12 日	処分の取り消しを求める。 例示＝大市民第6121号との相違有る。※6090→6107号ともに相違有る。大市民第6058号は、詳細不明故の一般的説明。 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を、市民局、福祉局、生野区役所とするよう指定したため、市民局も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、市民局の所管業務ではないため、市民局においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。
16	平成24年度 諮問受理第225号	平成25年 2 月 21 日 付け大市民第6200号	平成24年 8 月 13 日	答申第318号の決定書（大生保生第429号）引用する法第50条は、指導有つての前提事実（事項）に1項「調査」行い、2項「指導」行う規定。1・2項の記録。 ※当指定医療機関への1・2判明するもの。人権啓発センター（大市民第6121号）・福祉局保護課・生野区役所生活支援 3課へ請求	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年 8 月 24 日付け大市民第6101号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月 4 日	処分の取り消しを求める。※整合性欠く 答申第316号の誤りを補正依頼欠く。但し、大市民第6121号法第50条引用基づき、「指定医療機関の義務規定」から、当時指定医療機関は、再診のトラブル ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を、市民局、福祉局、生野区役所とするよう指定したため、市民局も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、市民局の所管業務ではないため、市民局においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。
17	平成24年度 諮問受理第226号	平成25年 2 月 21 日 付け大市民第6201号	平成24年 8 月 29 日	答申第316号の決定書（大生保生第428号）引用する法第50条は、指導有つての前提事項（規定）、1項「調査行う」、6条規定「調査行う」、2項「指導行い、本人不同意可」を規定。1・2項の記録等々。（※生活保護法第50条）	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年 9 月 12 日付け大市民第6104号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月 28 日	処分の取り消しを求める。 大市民第6121号との全く不整合に有る。理解不能。大市民第6058号・6090・6107号 ----- 異議申立人は（え）欄に記載の旨の公開請求の担当を、市民局、福祉局、生野区役所とするよう指定したため、市民局も（え）欄に記載の旨の公開請求の担当となった。（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書に係る業務は、市民局の所管業務ではないため、市民局においては（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

（注） 1 （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成24年度 諮問受理第189号	平成25年 1 月11日 付け大人事人第 447号	平成24年11月 6 日	「最大限のパフォーマンス実現」の (大人事第337号第3の4行目)「組 織パフォーマンスの向上」(市政改 革プランP. 31)各職表記「パフォー マンス」を法律上示すもの (何故、英語カタカナ表記かも説明 するもの。日本国日本語引用当然) ・高齢者は分かるのか? ・職員こそが、英語正しく理解有る のか? ・日本語表記しないのか!?	人事室人事課 (人 事グループ)	平成24年11月20日付け大 人事人第374号 不存在 による非公開決定	「パフォーマンス」を法律上示す公 文書をそもそも作成しておらず、実 際に存在しないため	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 作成するのでは無く、法律上該当する表現するもので有る。 (法的根拠有ってしかるべく) ----- 本市の条例、規則にパフォーマンスを示す文書はなく、ま た、パフォーマンスを示す法律上の文書を保有していないた め、(か)欄に記載の決定を行ったものである。
2	平成24年度 諮問受理第190号	平成25年 1 月11日 付け大人事人第 450号	平成24年11月 6 日	大人事人第337号 第3の4行目、 「最大限のパフォーマンスを実現」 の具体的・詳細分かるもの。 尚、市民サービス「最善の利益尽く せ」は、パフォーマンスとの関係性示 すものも求む。	人事室人事課 (人 事グループ)	平成24年11月20日付け大 人事人第375号 不存在 による非公開決定	当該文書における「最大限のパ フォーマンスの実現」の具体的もし くは詳細な記載をした公文書をそも そも作成しておらず、実際に存在し ないため。 また、「最善の利益尽くせ」と「パ フォーマンス」との関係性を示す公 文書をそもそも作成しておらず、実 際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 法的根拠不明は、当然の法理欠く。 ----- 実施機関において、「最大限のパフォーマンスを実現」を具 体的・詳細に記載した文書はそもそも作成しておらず、ま た、「最善の利益尽くせ」と「パフォーマンス」の関係性を 示すような文書も作成していないため、(か)欄に記載の決 定を行ったものである。
3	平成24年度 諮問受理第192号	平成25年 1 月11日 付け大人事人第 456号	平成24年11月15日	市民の声No. 1101-11225-001-01・ 1001-11227-001-01・1001-12384- 001-01・1101-10570-001-01・1020- 20022-001-01・1101-12232-001-01 等々(一部抜粋)は、区長の職務上 最大パフォマンス(理由説明書引 用)認定する規定 ※そもそも、法律上除外者への事実 行為。(当区)	人事室人事課 (人 事グループ)	平成24年11月29日付け大 人事人第407号 不存在 による非公開決定	上記の公文書をそもそも作成してお らず、実際に存在しないため	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 「判然」としない理由説明書で有る。公文書観点不明。(単 に文言を美化する作戦に有るのみ) ----- 過去に異議申立人が行った情報公開請求に係る不存在による 非公開決定に対する異議申立てに関わって、実施機関が作成 した実施機関理由説明書について、区長が職務上の最大のパ フォーマンスを発揮していることが認定された規定を求めた ものである。 本市において、職員が最大限のパフォーマンスを発揮してい ることを認定する文書はそもそも作成しておらず、また保有 していないため、(か)欄に記載の決定を行ったものであ る。
4	平成24年度 諮問受理第178号	平成24年12月28日 付け大市第57号	平成24年11月 6 日	「最大限のパフォーマンス実現」の (大人事第337号第3の4行目)「組 織パフォーマンスの向上」(市政改 革プランP. 31)各職表記「パフォー マンス」を法律上示すもの (何故、英語カタカナ表記かも説明 するもの。日本国日本語引用当然) ・高齢者は分かるのか? ・職員こそが、英語正しく理解有る のか? ・日本語表記しないのか!?	市政改革室総合調 整担当	平成24年11月19日付け大 市第42号 不存在による 非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 整合性欠く。職員の口先だけの作成に考える。 ----- 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「市政 改革プランに記載のある『パフォーマンス』という言葉の意 味を示す法律」であると解し、該当する公文書はそもそも作 成しておらず実際に存在しないので、(か)欄に記載の決定 を行った。
5	平成24年度 諮問受理第179号	平成24年12月28日 付け大市第60号	平成24年11月 7 日	①市政改革室PDCA担当者との上 司・広聴職員名を拒否する理由わか るもの。②拒否可の規定。③当室見 解わかるもの(生野区役所問題)	市政改革室総合調 整担当	平成24年11月19日付け大 市第43号 不存在による 非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 結果的に①②打解。③不明(現在も) ※当時①②争う ----- (え)欄に記載の旨の公開請求のうち、①は職員の個人名を 問われたときに答えなかった理由のわかる公文書、②は職員 の個人名を答えないことを可とする規定、③は請求者が市政 改革室に情報を寄せていた生野区役所職員の対応等について の市政改革室の見解と解し、該当する公文書はそもそも作成 しておらず実際に存在しないので、(か)欄に記載の決定を 行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
6	平成24年度 諮問受理第177号	平成24年12月28日 付け大市第54号	平成24年11月 5 日	市政改革プラン（基本方針編） P. 31(9)・P32(10)・P. 33(11)の具体的詳細に分かるもの全部	市政改革室P D C A担当	平成24年11月19日付け大 市第41号 公開決定	区・局運営方針（市政改革プラン 基本方針編P. 31(9)、P32(10)、 P33(11)に関連する記載のある所属のもの） （関連する記載のある所属：全区役所、市政改革室、人事室、政策企画室、総務局、財政局、福祉局、経済局、環境局、会計室、水道局、教育委員会事務局）	平成24年12月12日	処分を取り消しを求める。 根本的解釈（憲法・地公法等）表明欠いている。 12／3公開の際、「存在する文書」確認のみ、未閲覧だが、職員への質疑「根源」の応答不透明な口頭。 P D C A担当者は、実行・実践を目的に有る主張ながら実態欠く。 実施機関は、市政改革プランに基づき各区・局が作成している「区・局運営方針」のうち、「市政改革プラン 基本方針編」P. 31(9)、P32(10)、P33(11)に関連する記載のある所属のものを（え）欄に記載の旨の公開請求に該当する公文書と特定し、（か）欄に記載の決定を行った。 他に「市政改革プラン アクションプラン編」が該当するものと考えられたが、異議申立人より、「それにも目を通してはいるが、そういうものではない。」との申出があったため含めなかった。
7	平成24年度 諮問受理第26号	平成24年 5 月25日 付け大福祉第623号	平成24年 2 月13日	市民の声No. 1001-10696-001-01の研修資料 ※健福局職員課	健康福祉局職員課	平成24年 2 月27日付け大 健福第5885号 公開決定	市民の声 No. 1001-10696-001-01の研修資料	平成24年 4 月27日	処分を取り消しを求める。 人権ナビゲーション（冊子）は、「準用扱い」記載欠く（外国籍の教示欠く件） 市民の声「No. 1001-10696-001-01」は、健康福祉局（現在の福祉局及び健康局）の職員が受講した人権に関する研修の実施状況等を、健康福祉局職員課より回答したもので、具体的には、平成21年度の上記研修の実施状況について、管理者層の職員に対しては、大阪市職員人材開発センターが研修を実施し、その他の職員に対しては健康福祉局内で上記管理者層が講師となり、研修を実施した旨を回答している。 実施機関は、上記研修において実際に使用した（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
8	平成24年度 諮問受理第227号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6202号	平成24年 9 月 3 日	「特例法」（特別永住権者の法律） 資料全部 ・職員研修 ・事業者啓発 ・市民啓発 等々、他	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成24年 9 月18日付け大 市民第6105号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分を取り消しを求める。 特別永住者の法的解釈が、不明。※特別永住者＝在日コリアンを職員研修資料作成する法的根拠。 異議申立人は、特別永住権者について職員の認識が不足しているとの独自の主張に基づいて、職員研修等資料を請求しているが、市民局では、特別永住権者にかかる職員研修、事業者啓発、市民啓発等にかかる資料を作成又は取得していないことから、（か）欄に記載の決定を行ったものである。

（注） 1 （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。

[illegible]

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
4	平成24年度 諮問受理第187号	平成25年 1 月 9 日 付け大総務監第 112号	平成24年11月16日	「個人の識見」を是とする資料（憲法解釈を争う電話事案の件）	総務局監察課	平成24年11月30日付け大総務監第106号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 地公法基づく、復務規定等に欠くのは、不当行為（個人の識見） ----- （え）欄に記載の旨の公開請求で指摘されている憲法解釈は、電話対応の中での即座のやりとりで、特定の資料等を調査・参照できる状況になく、参考とした資料や「個人の識見」を是とする資料はそもそも存在せず、実施機関では（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書を作成又は取得していない。
5	平成24年度 諮問受理第108号	平成24年10月29日 付け大総務監第89号	平成24年 9 月 3 日	「特別永住者をお答えする立場にございません」→市民の声No. 1101-10820-001-01 との〇〇係長「市民の声回答より、特例法不知と考える。基本的人権不知は、権利侵害だが、何の規定か！ ※「個人の識見」の件→公益通報を反論する、〇〇職員は、日本政府策定「特例法」政府官報号外第135号を不知と成る。通常は、地公法違反と成る。	総務局監察課	平成24年 9 月18日付け大総務監第73号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 職員研修資料表示「在日コリアン」は、特別永住者（市冊子上表示有）の俗語。当局公開資料上記分と整合性欠く ----- 特別永住者について説明することは、担当の所管事務ではなく、実施機関では公文書を作成又は取得しておらず、その義務もない。
6	平成23年度 諮問受理第90号	平成24年 3 月30日 付け大市民第6168号	平成23年12月16日	服務規律上の「復唱」拒否を市民の要望に行える規定。 ※人権啓発センター（〇〇センター長の事実行為有る）	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年 1 月 4 日付け大市民第6122号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 1 月25日	処分の取り消しを求める。 平成23年 3 月、〇〇センター長は、復唱（全部）拒否し、2度も電話切り相次いだ！復唱拒否明白。約3時間口論事実から、2～3分借し拒否して、数時間口論する職員資質の問題。市民サービスはき違えだ。 ----- 実施機関が所管している業務について、「服務規律上の『復唱』拒否を市民の要望に行える規定」は設けていない。
7	平成24年度 諮問受理第 5 号	平成24年 4 月27日 付け大人事第 6 号	平成24年 3 月12日	水掛論を何故一方的に市民否定可かわかるもの。※職員⇔市民、市民⇔事業者等々（例）区と住民・院と患者・事業者と消費者・職員と職員他<法規類求める。>※総務局	総務局総務課（総務グループ）	平成24年 3 月26日付け大総務第348号 不存在による非公開決定	総務局においては、当該公文書をそもそも作成しておらず、存在しないため	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。 水掛論多発するも、一方的な市民否定有。地法公務員法上は、「水掛論」否認（否定）。憲法第15条「奉仕」は、全く否定する「水掛論」に有る。義務負う職責は、義務の性質に説明責任有り、「水掛論」するこそが、義務違反。信義則違反・経験則違反・注意義務違反等々の「信用失逐行為」（地公法第33条）に当たる。 ところが、本市職員は、多様な場合に発生。しかし、故意又は、過失（地公法第28条）に全く問われず、野放し状態。その故に、多々諮問中と成る。 ----- 実施機関においては、（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。また、念のため探索も行ったが、実際に存在しないことが確認された。
8	平成24年度 諮問受理第56号	平成24年 7 月17日 付け大人事人第170号	平成24年 4 月 2 日	職員が、規定反しても不法行為に成らない実態有り、地公法上免責に成るのか否かの法規類全部 例一生野区役所・消センター・啓発センター ☆必らず、規定反する！具体的説明 欠く為、何を釈明しているか、全く理解出来ず、単に規定説明行い、事実と相違する。規定と事実は相違。つまり、矛盾生じる。	人事室人事課（人事グループ）	平成24年 4 月16日付け大人事人第23号 不存在による非公開決定	職員の規定違反に対し、地方公務員法上の責任を免れることを定めた公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月18日	処分の取り消しを求める。※奉仕が、見えない・分からない。多数が、倫理上の問題有り、業務規定反する例 実態と矛盾する。 4 /16〇〇係長は憲法業務提言。（全条項）※情報提供資料無く、何を主張するか不明だ。事実上、規定反する職員を是認有る。 市宣言は、縦割り行政禁止されているのを無視だ！無論、憲法は縦割り無い！ ※規定と事実（事例一個人）相違※倫理上の問題事案も山積 市民サービスは、原則に基づく実施。（条例遵守）他 的確・適正・円滑・迅速等々、市公開資料明示分に合わせ、表明とうり実践すべきが公務。 ----- （え）欄に記載の旨の公開請求は、職員の行為に違法な行為があった場合における地方公務員法上の当該職員の免責規定の有無、存在する場合にはその規定の明示を求めるものである。 この点について、地方公務員法には、職員の違法行為についての免責規定はない。また、本市の制定する条例・規則等においても、免責規定はないため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	----- (け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張 -----
9	平成24年度 諮問受理第57号	平成24年 7 月24日 付け大市民第5079号	平成24年 3 月12日	大阪市職員懲戒処分の指針は、判決（事業者A事業者C）に従う規定。 ※日本国は、判例遵守！経過は、事案内、①事業者A・②事業者Cは、判決否定。①判決「あっせん」無し！②判決「基地局作り」無し！ 何度となく、判例説明するも、否定されている。「理由説明書」は、何の判断も無いと有る。	大阪市消費者センター	平成24年 3 月23日付け大市民第5329号 不存在による非公開決定	懲戒処分に関する指針には判決に従う旨の規程は存在していないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。指針不知！？ 指針第1に有ったが、消センターは市指針除外域か！？事業者双方は、市と裁判所への答弁異なるのが、「判決」に有る。世間では、2枚舌と成る様な、市へは、あたかも事実認定する答弁かに有り、裁判所へは、一変する事実否定する答弁の二面性判明。 行政機関は、人権保護の法的責務。通例は、「判決」検証するだろうが、全く着眼せず。「再審」「偽証罪」等の次なる法的手段を機会与えるべき、調査機能欠く。 一体全体、憲法・地公法は、誰の為に有るのか！？ 懲戒処分に関する指針は、「第1 基本的な考え方」において具体的な量定の決定にあたっての考え方を示し、「第2 標準例」において、処分事由となる非違行為とその懲戒処分の量定を規定しているが、異議申立人の主張する、判決に従う旨については定めがない。また、他の公文書においても同様である。
10	平成24年度 諮問受理第183号	平成24年12月28日 付け大市民第72号	平成24年12月 3 日	市民の声No. 1205-20004は、市民サービス観点欠いた記載「当室の職員は～」有り、市民サービス観点免除されるのが分かるもの 橋下市長は、市民サービス観点強調 ※市民感覚・市民感情の公言（強調最大行う）	市政改革室総合調整担当	平成24年12月 7 日付け大市民第48号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。法的根拠欠く、回答は、法律上整合性欠く。 憲法第15条に基づき、地公法万全解釈は、当職分限責務。 「基底的权利」（平和的生存権）迫害する各職への異議申立て増加中。 職員答弁が、多々、憲法解離に有る。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「市政改革室の職員は市民サービスの観点が免除されることがわかるもの」とであると解し、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際に存在しないので、（か）欄に記載の決定を行った。
11	平成24年度 諮問受理第228号	平成25年 2 月21日 付け大市民第1390号	平成24年 5 月21日	事実誤認をあたかも、事実かの様に順次、整合性欠く「理由説明書」作成可の規定（全件、諮問事案） （尚、整合性欠く苦情再三受理）市民局に求む。※総務課へ	市民局総務課（総務グループ）	平成24年 6 月 4 日付け大市民第212号 不存在による非公開決定	実施機関は当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 6 月12日	処分の取り消しを求める。※現実離れしている。 大市民全事案に共通する事実相違（※個人情報との相違）目下、諮問中全件「意見書」に表明続く→継続した争いと成る。 整合性を欠く実施機関理由説明書を作成することができる旨定めた規定を作成又は取得していない。 なお、市民局が作成する実施機関理由説明書は整合性がとれていると認識している。

(注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
 2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。

別表 7

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成24年度 諮問受理第9号	平成24年5月10日 付け大市民第6034号	平成24年2月29日	大市民第6058号内、6095号の法律・法令等→1件 大市民第6058号内、6096号の法律・法令等→1件 大市民第6058号内、6096号の法律・法令等→1件 (6136号理由説明書にも不明示)	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年3月14日付け大市民第6148号 不存在による非公開決定	大市民第6095号の訂正不承認は、弁護士相談記録票に記載されている内容（訂正請求に係る部分）については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、訂正を求める内容が事実であると確認できないため決定したものであり、その決定を根拠付ける法律・法令等は存在せず、当該公文書は存在しないため。	平成24年3月30日	処分を取り消しは、記録票上に法的根拠欠く事態の情報提供（法的）無く、的確・透明性不実行の為。 そもそも、法的根拠欠く、法的見解は、存在しない。 不存在理由は、請求とは全く異なる。全くの恠弁だ！ 大市民6148号 弁護士は、判決と相違する。→新たに事実を否定する証拠請求 〇〇課長は、判決認知している。事業者C書面との矛盾有。 弁護士は、主観的判断の可能性有るのは、法的不明示！の事実から容易に判断可。法的不明だ。 ----- 大市民第6095号の訂正不承認決定は、弁護士相談記録票に記載されている内容（訂正請求に係る部分）については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、訂正を求める内容が事実であると確認できないため決定したものである。 上記決定を根拠づける法律・法令等は存在しない。
2	平成24年度 諮問受理第229号	平成25年2月21日 付け大市民第6189号	平成24年4月2日	〇〇弁護士の法的根拠 (事例大市民6058号) 消費者サービスの件 <個別判断は、不可能>	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年4月16日付け大市民第6005号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年4月18日	処分を取り消しを求める。 大市民第6136号「法的見解」と有る。（法的根拠不明） ----- 事業者Cの問題について弁護士相談を行った内容について、弁護士見解の法的根拠を求めるものであるが、上記公文書は存在しない。
3	平成24年度 諮問受理第230号	平成25年2月21日 付け大市民第6194号	平成24年4月5日	〇〇弁護士の法的根拠 例 大市民第6058号内1件「自立支援医療」について※人権啓発センターへ	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年4月19日付け大市民第6014号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年4月27日	処分を取り消しを求める。 大市民第1107号（609号の理由説明書）・6121号とは、矛盾する。（相違） ※「抑うつ状態」は、規定外（第12章）かつ医師法第20条3ヶ月以上未受診は、診断不可。又、6ヶ月以上過ぎる扱い。 ----- 他法他施策問題について弁護士相談を行った内容について、弁護士見解の法的根拠を求めるものである。 大市民6121号対象文書については、（え）欄に記載の旨の公開請求の時点で既に開示決定を行っており、これ以外の文書を対象として探索を行ったが、市民局では、上記公文書を保有していない。 また、（か）欄に記載の決定は、大市民6107号と矛盾するものでもない。
4	平成24年度 諮問受理第231号	平成25年2月21日 付け大市民第6206号	平成24年9月23日	大市民第6121号が、「神経症」解釈する証拠。 ※記載上、傷病名欠く。つまり、レセプト解釈欠いている。 (証拠請求は、「不存在」有るが、レセプト着手か否か不明。)	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年10月5日付け大市民第6127号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年10月12日	処分を取り消しを求める。大市民第6107号と相違。→「当然の法理」明示 当医師へ行政指導行っている（本件）。当区は、法第25条2項「保護変更通知」を照会書（略）実施。但し、条例第6条3項主張。下記※と相違。（大生保生第825号「理由説明書」） 大健福第4419号「未診を知るなら発行せず」との当区主張表記。未診不知証言有。 ※大健福第6054号→1098・2207号（同案公・開示の偏成）は、「本人から収集欠いた謝罪」有。「全体」「一部」は、大健福第4096号。 ----- 他法他施策問題にかかる弁護士見解をまとめたもの（大市民第6121号）について、「神経症」を解釈する証拠を求めるものであるが、市民局では、上記公文書を保有していない。

(注) 1 (え) 欄及び (け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。